

# 再エネ海域利用法に基づく 公募占用指針について

2023年11月  
資源エネルギー庁

# 本日御議論いただきたい事項

- 再エネ海域利用法においては、経済産業大臣・国土交通大臣が**促進区域**を指定したときは、当該区域内で再エネ発電事業を行うべき者を公募により選定するため、**公募占用指針**を定めなければならないこととされている。
- 公募占用指針のうち、**供給価格上限額等に関する事項**（再エネ海域利用法第13条第2項第1号・第4号～第10号に係る事項）については、法律上、**調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定すること**とされている。
- 本年10月に、**青森県沖日本海(南側)**及び**山形県遊佐町沖**について、経済産業大臣・国土交通大臣が**促進区域**として指定した。
- したがって、**青森県沖日本海(南側)**及び**山形県遊佐町沖**の洋上風力発電事業者の公募における**供給価格上限額等に関する事項**について、**本日御議論いただきたい。**
- 一般海域における占用公募制度の運用指針においては、**FIP制度導入に合わせた価格点算出方法**に関して、**市場価格を大きく下回る一定価格（ゼロプレミアム水準）の具体水準**について、**本委員会の意見を聴取して決定すること**とされている。このため、この点についても**本日御議論いただきたい。**

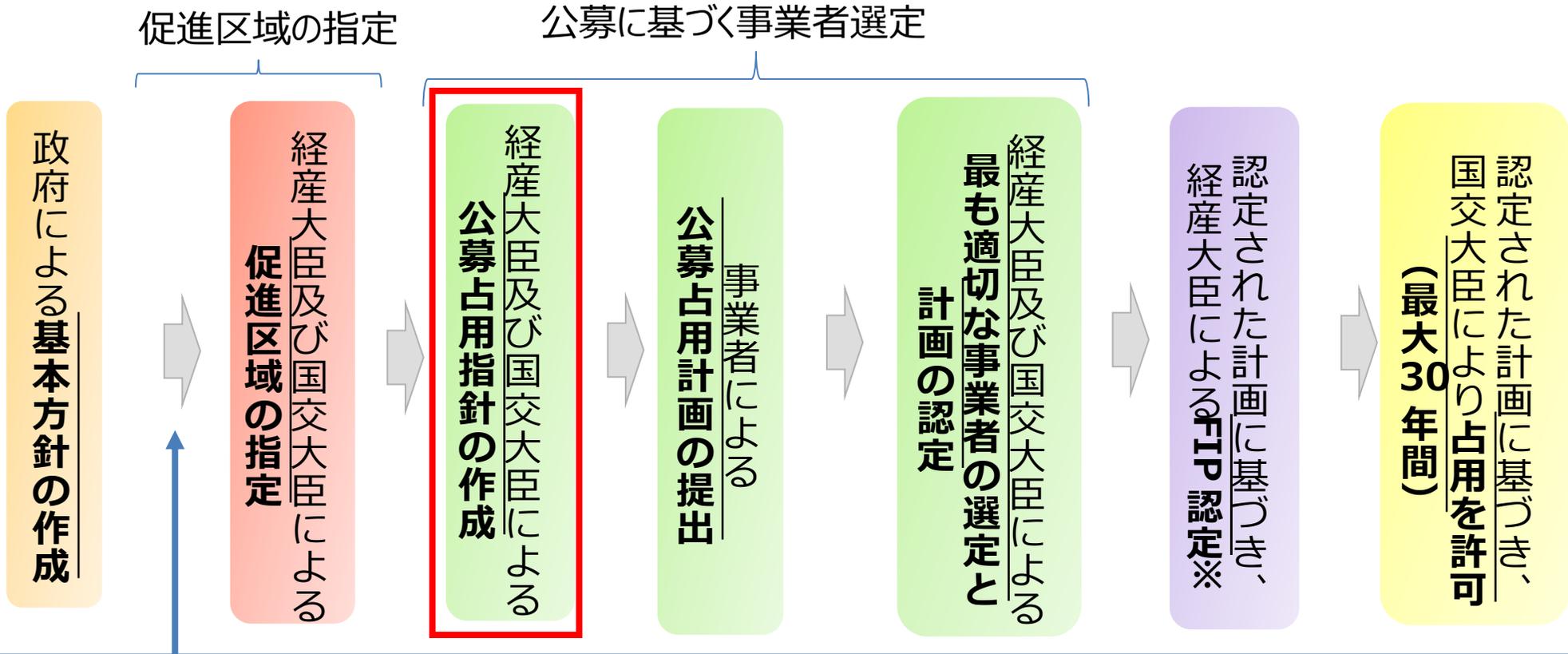
## ○再エネ海域利用法（抜粋）

第13条第2項 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定
- 一 公募の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る交付対象区分等又は特定調達対象区分等
  - 二 促進区域内海域の占用の区域
  - 三 促進区域内海域の占用の開始の時期
  - 四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準
  - 五 公募の参加者の資格に関する基準
  - 六 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
  - 七 供給価格上限額
  - 八 公募に基づく基準価格又は調達価格の額の決定の方法
  - 九 公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象区分等に係る交付期間又は調達期間
  - 十 選定事業者における再エネ特措法認定の申請の期限

- 十一 基地港湾に関する事項
- 十二 撤去に関する事項
- 十三 公募占用計画の認定の有効期間
- 十四 関係行政機関の長等との調整能力
- 十五 評価の基準
- 十六 その他必要な事項

- 再エネ海域利用法に基づく、手続きの流れは以下のとおり。



経産大臣及び  
国交大臣による  
**区域の状況の調査**

先行利用者等を  
メンバーに含む  
**協議会の意見聴取**

**区域指定の案  
について公告**  
(利害関係者は  
意見提出が可能)

農水大臣、環境大臣  
等の**関係行政機関の  
長への協議**

※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条に基づく経済産業大臣による発電事業計画の認定

# (参考) 再エネ海域利用法の施行等の状況

- 2021年度に長崎県五島沖、秋田県2区域、千葉県銚子沖において発電事業者を選定済。(発電設備容量 計約170万kW)
- 秋田県2区域、新潟県村上市・胎内市沖、長崎県西海市江島沖において事業者選定のための評価中。(計約180万kW)
- 2023年10月3日に新たに促進区域として指定した2区域 (青森県沖日本海(南側)、山形県遊佐町沖) について、今後、公募予定。(系統容量 計約105万kW)

## 〈促進区域、有望な区域等の指定・整理状況 (2023年11月14日) 〉

区域名	万kW	
促進区域	①長崎県五島市沖 (浮体)	1.7
	②秋田県能代市・三種町・男鹿市沖	49.4
	③秋田県由利本荘市沖	84.5
	④千葉県銚子市沖	40.3
	⑤秋田県八峰町能代市沖	36
	⑥秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖	34
	⑦新潟県村上市・胎内市沖	35,70
	⑧長崎県西海市江島沖	42
	⑨青森県沖日本海(南側)	60
	⑩山形県遊佐町沖	45
有望区域	⑪北海道石狩市沖	91~114
	⑫北海道岩宇・南後志地区沖	56~71
	⑬北海道島牧沖	44~56
	⑭北海道檜山沖	91~114
	⑮北海道松前沖	25~32
	⑯青森県沖日本海(北側)	30
	⑰山形県酒田市沖	50
	⑱千葉県九十九里沖	40
	⑲千葉県いすみ市沖	41
	⑳北海道岩宇・南後志地区沖(浮体)	
準備区域	㉑北海道島牧沖(浮体)	
	㉒青森県陸奥湾	
	㉓岩手県久慈市沖(浮体)	
	㉔富山県東部沖(着床・浮体)	
	㉕福井県あわら市沖	

事業者選定済  
約170万kW

選定評価中  
約180万kW

合計  
約105万kW



【凡例】  
 ● 促進区域  
 ● 有望な区域  
 ● 一定の準備段階に進んでいる区域  
 太字下線は新たに指定・整理した区域

※容量の記載について、事業者選定後の案件は選定事業者の計画に基づく発電設備出力量、それ以外は系統確保容量又は、調査事業で算定した当該区域において想定する出力規模。

11月14日 再エネ海域利用法第13条第4項に基づく調達価格等算定委員会への意見聴取  
・供給上限価格、ゼロプレミアム水準等

11月15日 洋上風力促進WG・洋上風力促進小委員会 合同会議  
(公募占用指針に記載する評価の考え方等)

その後、

①再エネ海域利用法第13条第5項に基づく評価基準に関する意見聴取

・関係都道府県知事（知事意見の評価基準も併せて意見聴取）

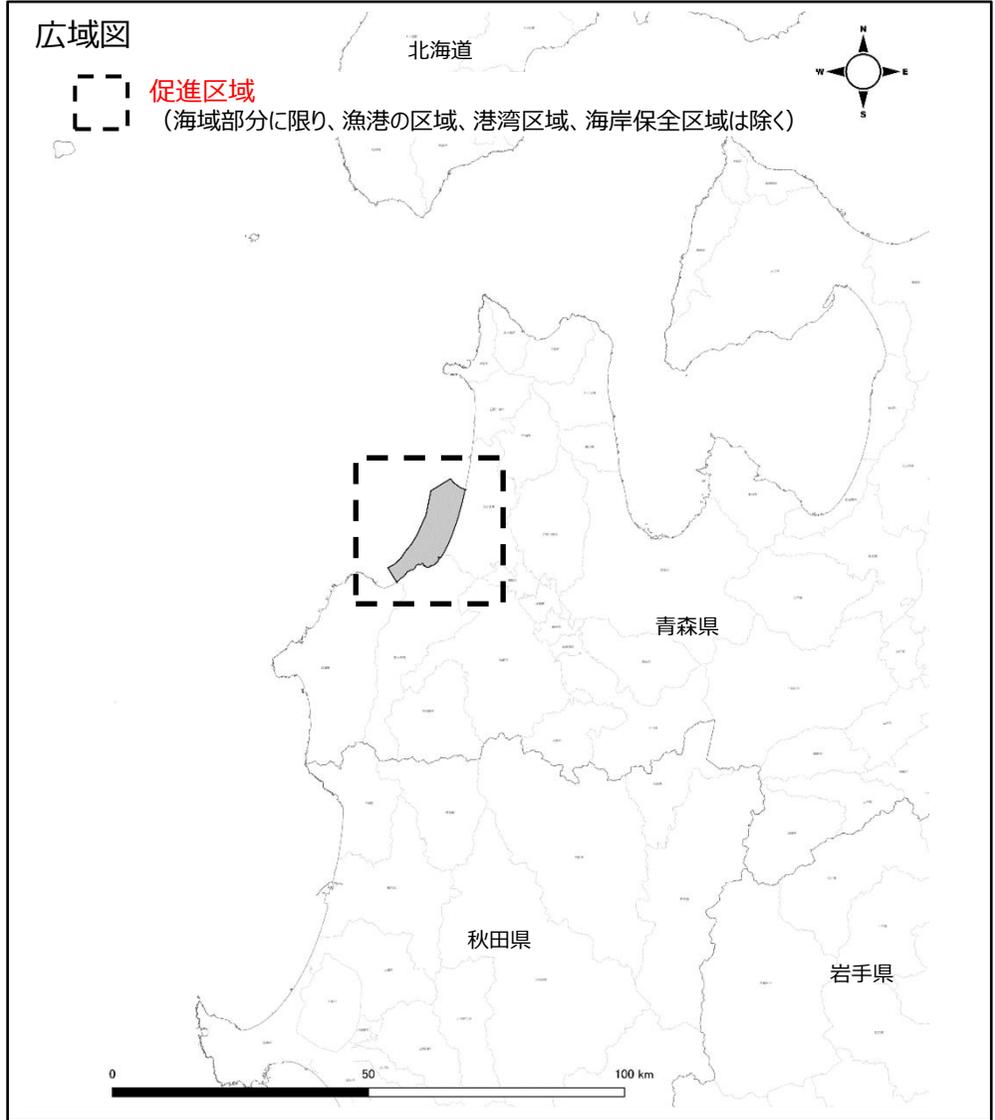
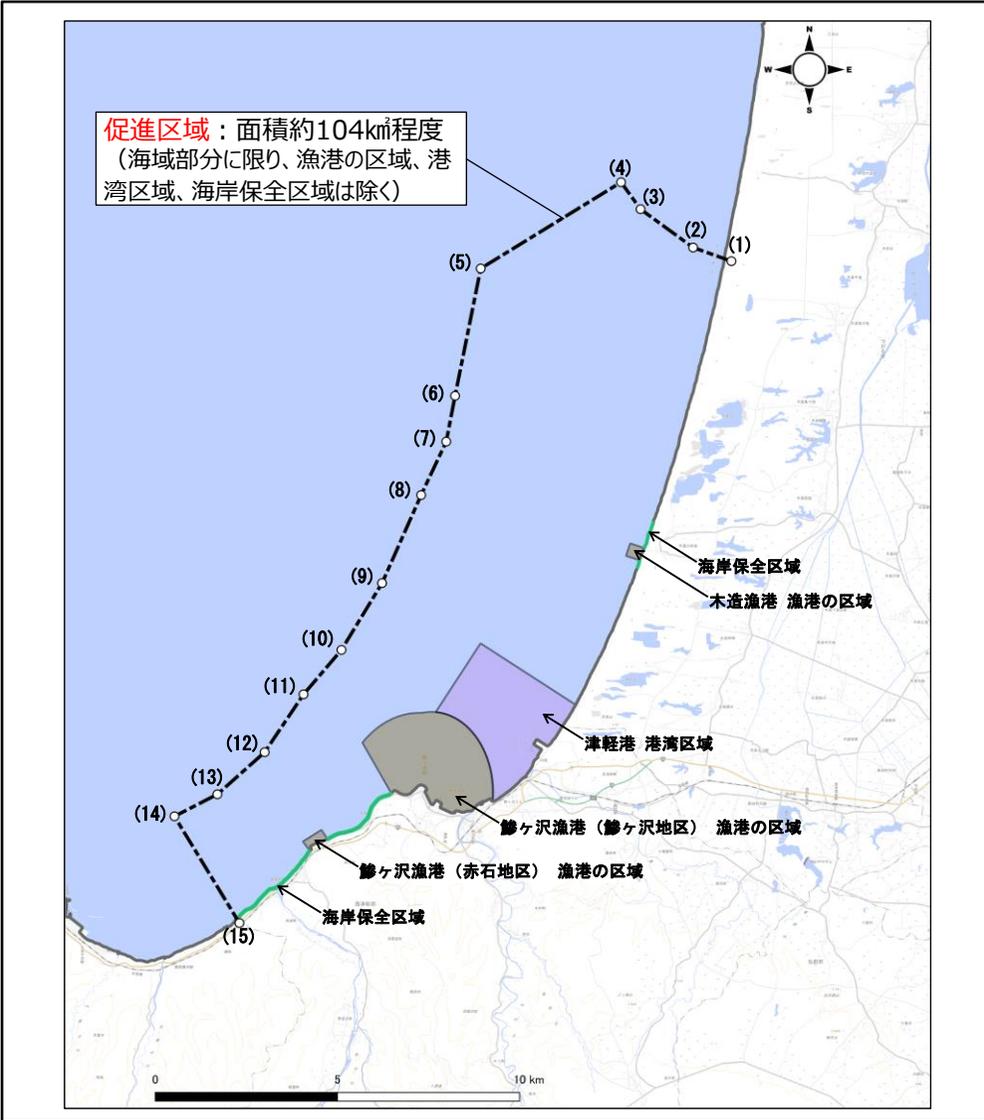
・学識経験者

②公募占用指針案に関するパブリックコメント・同コメントへの回答

を経て、

公募占用指針の公表および公募開始

## 青森県沖日本海(南側)の促進区域の範囲



# (参考)青森県沖日本海(南側)における協議会意見とりまとめ (概要)

(参考)青森県沖日本海(南側)における協議会意見とりまとめ (概要) (2023年7月28日)

## <留意事項>

### (1) 全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、**地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。**
- ✓ **協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。** 等

### (2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、**基金への出捐(確保済み系統容量(kw)×250×30で算定される額)等を通じて地域や漁業との協調策・共生策を講じる。**公募占用計画の作成にあたっては、「4.将来像」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ✓ **地方自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける** 等
- ✓ 選定事業者は、**漁業影響調査を行う。**

### (3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域において操業されている**漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。**
- ✓ 選定事業者は、**津軽国定公園区域内及び海岸線から500m以内の海域**には洋上風力発電設備を設置しない。
- ✓ **底建網等漁業への配慮のため、別に指定するエリアでは洋上風力発電設備等**を設置しない。 等

### (4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等**を行う。

### (5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等**を行う。
- ✓ 選定事業者は、**発電設備周辺の船舶の運航ルール**について、**関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等**を行う。 等

### (6) 環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、**発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。** 等

### (7) その他

- ✓ 今後、**上記(1)～(6)以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。**

### (8) 洋上風力発電事業を通じた青森県沖日本海(南側)の将来像

- ✓ 海洋漂着物の回収・処理活動への協力を含む**漁場環境の保全やブルーカーボンを含む藻場の造成等、水産資源の維持管理・増大に資する取組**を通じ、持続的に発展していくことを期待。

# (参考)青森県沖日本海（南側）における海底地盤調査

- 促進区域指定ガイドラインを目安として、海底地盤状況を確認するため、以下の調査を実施した。

区分	調査項目	取得データ	測定頻度等	備考
海底地形	深淺測量	海底形状(水深)、海底人工物の有無	測線間隔 約2km	1素子
海底地層	音波探査	海底面下の地層構造	測線間隔 約2km	
海底地質	コーン貫入試験	海底面下の土質性状(先端抵抗等)	1本(海底面下 約60mまで)	
海底地質	PS検層	海底面下の土質性状(S波速度)	1本(海底面下 約60mまで)	

- 調査によって確認された海底地盤の状況は以下のとおり。

- ① 区域内の水深は、**20m未満が約14%、30m未満が約39%、40m未満が約74%、50m未満が約99%**であり、区域内の**最も深い箇所**の水深は、**約52m**であった。
- ② 区域内の中央および南側に、海底面付近から**音響的基盤（岩盤または硬質な堆積層）が確認されたエリア**があった。
- ③ コーン貫入試験調査地点における堆積土の性状は、**海底面から約7mは比較的緩い砂質土**である。**その下は砂質土層・粘性土が続き、約42mから固結度の高い粘性土の地層**となる。

(まとめ)

- 調査の結果、有望な区域の海底地盤において、**洋上風力発電を実施する上で特に不相当と確認される点はなかった。**

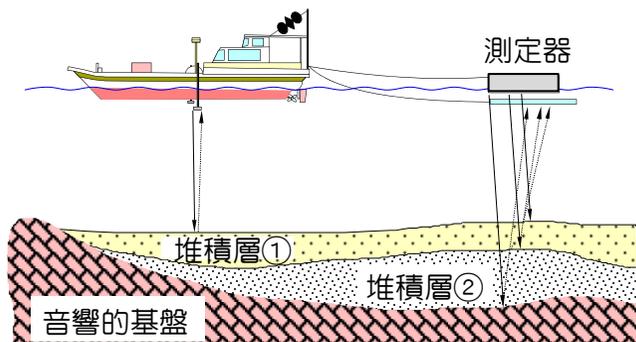


図1 音波探査概念図

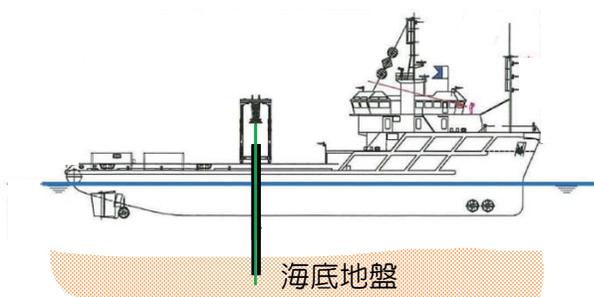
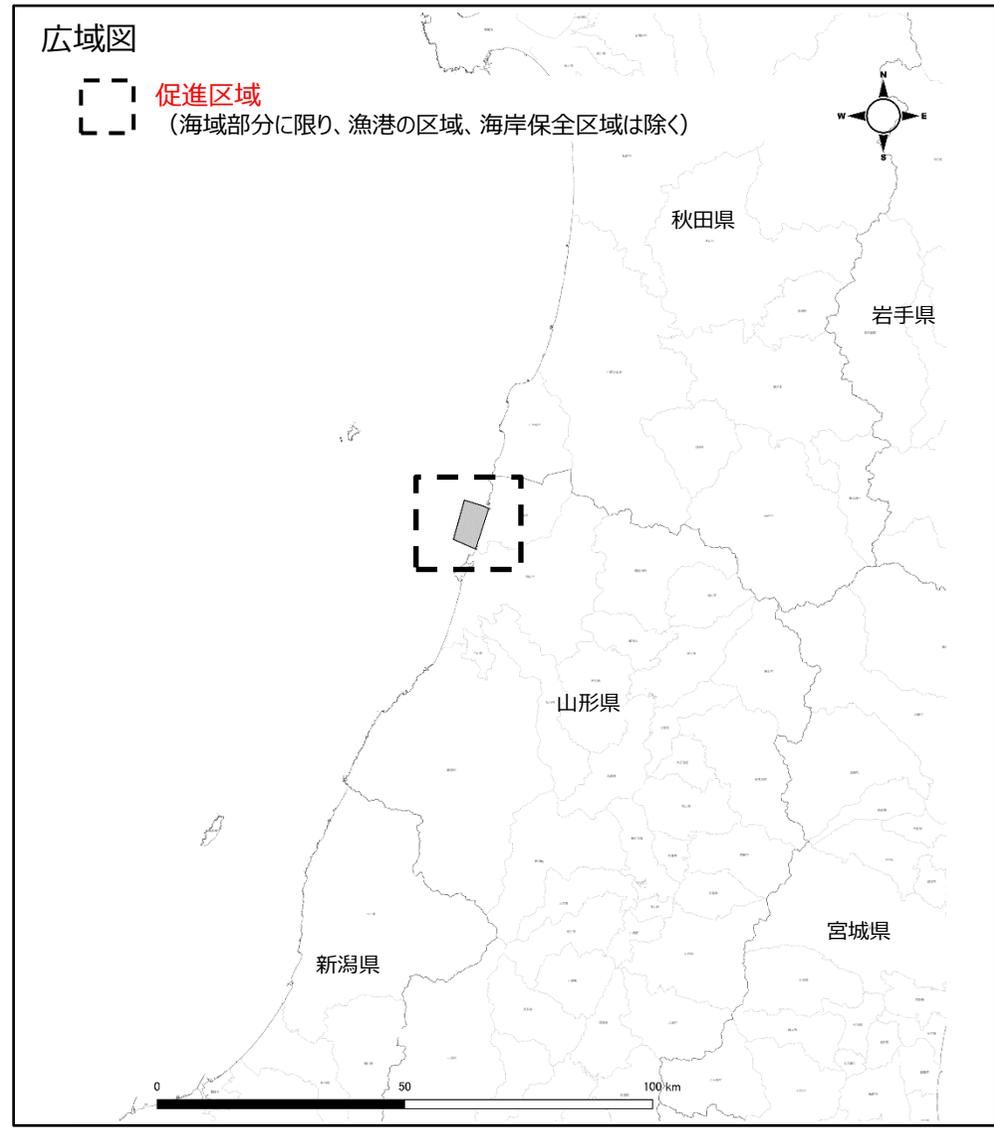


図2 コーン貫入試験概念図



写真1 調査船（コーン貫入試験、PS検層に使用）

## 山形県遊佐町沖の促進区域の範囲



## (参考)山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめ (概要) (2023年3月29日)

### <留意事項>

#### (1) 全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、**地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。**
- ✓ **協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。** 等

#### (2) 地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、**基金への出捐(発電設備出力(kw)×250×30で算定される額)**等を通じて地域や漁業との**協調策・振興策を講じる。**公募占用計画の作成にあたっては、「とりまとめ別紙」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ✓ **地方自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける。**
- ✓ 選定事業者は、**漁業影響調査を行う。** 等

#### (3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域における**漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。**
- ✓ 選定事業者は、**海岸線から1海里(1マイル)より陸側の海域には洋上風力発電設備等を設置しない。** 等

#### (4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等**を行う。 等

#### (5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、**メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等**を行う。
- ✓ 選定事業者は、**発電設備周辺の船舶の運航ルール**について、**関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等**を行う。 等

#### (6) 環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、**発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。** 等

#### (7) その他

- ✓ 今後、**上記(1)～(6)以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。**

#### とりまとめ別紙 -洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像-

- ✓ 遊佐の若者が**自発的に地元への定着を選び、地域外からも遊佐への移住・定住を選択肢に入れるような、持続可能で魅力あるまちづくりを実現。**

# (参考)山形県遊佐町沖における海底地盤調査

- 促進区域指定ガイドラインを目安として、海底地盤状況を確認するため、以下の調査を実施した。

区分	調査項目	取得データ	測定頻度等	備考
海底地形	深浅測量	海底形状(水深)、海底人工物の有無	測線間隔 約2km	1素子
海底地層	音波探査	海底面下の地層構造	測線間隔 約2km	
海底地質	コーン貫入試験	海底面下の土質性状	1本(海底面下 約60mまで)	
海底地質	PS検層	底質(S波速度)	1本(海底面下 約60mまで)	
海底地質	微動アレイ探査	底質(S波速度)	1カ所(設置基数:4基)	コーン貫入試験と概ね同一カ所

- 調査によって確認された海底地盤の状況は以下のとおり。
  - ① 区域内の水深は、**15m未満が約15%、30m未満が約65%、35m未満が約80%**であり、  
区域内の**最も深い箇所的水深は、約41m**であった。
  - ② 区域内に**岩盤が露出している箇所は確認されなかった**。
  - ③ コーン貫入試験調査地点における堆積土の性状は、**海底面から約6mは緩い砂質土層**である。  
**その下は砂質土層が主体で続き、約20mから締まった砂質土主体の地層となる。**

(まとめ)

- 調査の結果、有望な区域の海底地盤において、**洋上風力発電を実施する上で特に不相当と確認される点はなかった。**

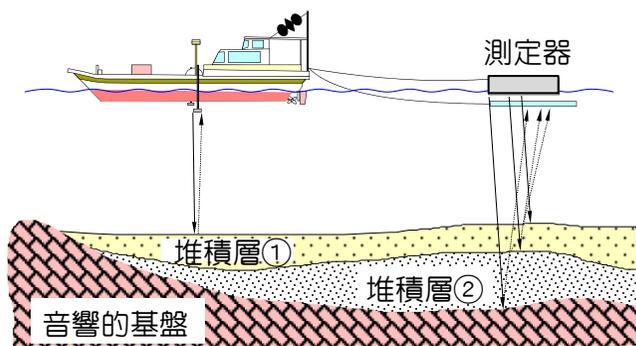


図1 音波探査概念図

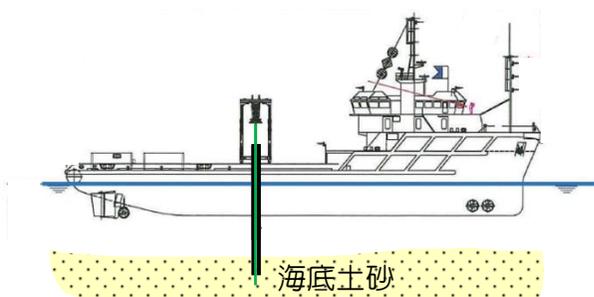


図2 コーン貫入試験概念図

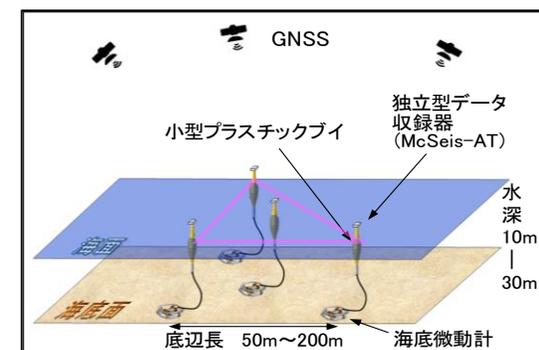


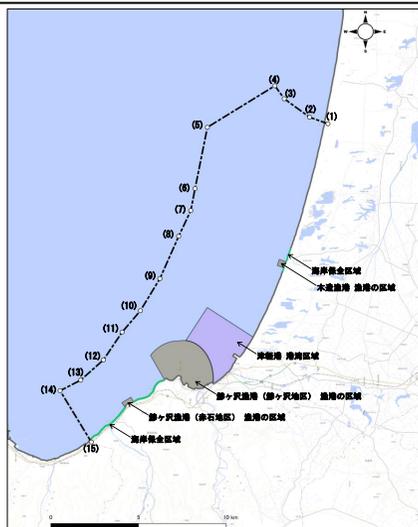
図3 微動アレイ探査概念図

- (1) 公募の対象とする発電設備区分等 (第1号関係)
- (2) 発電設備の出力の量の基準 (第4号関係)
- (3) 保証金に関する事項 (第6号関係)
- (4) 価格上限額・基準価格等に関する事項等 (第7～9号関係)
- (5) 公募参加者の資格の基準・認定申請期限日 (第5号、第10号関係)
- (6) ゼロプレミアム水準に関する事項

# 第1号 公募の対象とする発電設備区分等

- 今回対象となる2区域は、いずれも水深が50m以内と比較的浅いため、着床式の設備により、洋上風力発電を実施することが想定される。また、当該区域における協議会においても着床式洋上風力発電を前提として、意見をとりまとめている。
- また、着床式洋上風力発電は、2024年度よりFIP制度のみ認められることとされている。
- 以上を踏まえ、公募の対象となる海洋再生可能エネルギー発電設備に係る交付対象区分等は風力発電設備（着床式洋上風力）とし、FIP制度のみ認められることとしてはどうか。

青森県沖日本海(南側)  
水深：0～52m



山形県遊佐町沖  
水深：0～41m



## ○再エネ特措法施行規則（抜粋）

第3条 法第三条第一項の経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「設備の区分等」という。）は、次のとおりとする。

- 六 海に設置される風力発電設備であって、船舶により当該風力発電設備に係る風車及び風車を支持する工作物（以下「風車等」という。）を設置し、かつ、船舶により当該風車等の保守に従事する者及びその保守を行うために 必要な器材その他の物資を輸送することを要するもの（次号において「洋上風力発電設備」という。）（次号から第八号の三までに掲げるものを除く。）

- (1) 公募の対象とする発電設備区分等 (第1号関係)
- (2) 発電設備の出力の量の基準 (第4号関係)
- (3) 保証金に関する事項 (第6号関係)
- (4) 価格上限額・基準価格等に関する事項等 (第7～9号関係)
- (5) 公募参加者の資格の基準・認定申請期限日 (第5号、第10号関係)
- (6) ゼロプレミアム水準に関する事項

## 第4号 発電設備の出力の量の基準

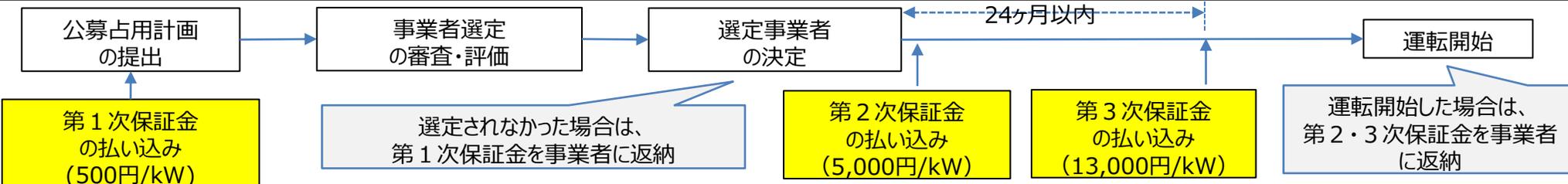
- これまでの促進区域における公募占用指針では、**最大受電電力は確保されている系統容量を限度としつつ、発電設備の出力は上限を設定せず、下限を想定出力から20%を減じた出力**とした。
  - 今回対象となる2区域についても**考え方は同様**として、具体的な各区域の最大受電電力量、発電設備の出力の上限／下限は以下の表のとおり設定してはどうか。
  - ただし、**青森県沖日本海(南側)**については、**2者以上の事業者から、自らが確保している系統を当該区域で活用することを希望するとして情報提供があった**ため、千葉県銚子市沖、新潟県村上市・胎内市沖及び長崎県西海市江島沖と同様に以下のとおりとしてはどうか。
    - 最大受電電力量は、**促進区域の指定時に、当該区域で活用することを希望するとして情報提供のあった系統**（以下「確保されている系統」という。）**の範囲で事業を実施することとし、発電設備の出力は上限を設定せず、下限は確保されている系統の容量から20%を減じた出力**（2者以上から、自らが確保している系統を当該区域で活用することを希望するとして情報提供があった場合は、**事業者毎の系統容量の小さい方から20%を減じた出力**）とする。
- ◇青森県沖日本海(南側)について確保されている系統容量：48.0万kW、12.0万kW（合計60.0万kW）
- ◇山形県遊佐町沖について確保されている系統容量：45.0万kW

	最大受電電力量	発電設備の出力の上限	発電設備の出力の下限
青森県沖日本海(南側)	60.0万kW	設定せず	9.6万kW
山形県遊佐町沖	45.0万kW	設定せず	36.0万kW

- (1) 公募の対象とする発電設備区分等 (第1号関係)
- (2) 発電設備の出力の量の基準 (第4号関係)
- (3) 保証金に関する事項 (第6号関係)
- (4) 価格上限額・基準価格等に関する事項等 (第7～9号関係)
- (5) 公募参加者の資格の基準・認定申請期限日 (第5号、第10号関係)
- (6) ゼロプレミアム水準に関する事項

- 保証金に関する事項については、区域等に応じて変わるものではないことから、基本的には、これまでの再エネ海域利用法に基づく公募と同様、第1次保証金（入札時に500円/kW）、第2次保証金（落札時に5,000円/kW）、第3次保証金（選定から一定期間後に13,000円/kW）を求めることとし、支払期限や保証金没収事由等も同様としてどうか。

■ これまでの公募では、**公募の適切な実施**を担保するために第1次保証金を、**選定事業者の確実な事業実施**を担保するために第2次保証金・第3次保証金の支払を求めている。**保証金単価**や**保証金の控除**、**保証金没収事由**は以下のとおり。



### 【第2・3次保証金の控除】

本公募は、先行的に系統を確保している事業者の系統を活用することを前提に実施することとなるが、当該事業者は系統確保にあたり一般送配電事業者に対して系統工事を確実に実施するための保証金等の支払いを行っている。自らが選定されて、仮に事業を実施しない場合には、当該保証金等を支払うことを踏まえば、事業履行に係る保証を2重に行うこととなり、過剰な負担となる。また系統提供事業者以外が選定された場合も、当該系統契約を承継するため同様である。このため、本公募に係る系統工事の保証の分だけ、第2・3次保証金を控除する。ただし、事業を中断した場合は当該系統を同区域の再公募に活用することを条件とし、承継等により回収した費用のうち保証金に相当する額は国に納付することとする。

### 第1次保証金没収事由

番号	没収事由	没収額
1	公募の参加資格の審査のための書類に虚偽を記載した者による公募の参加、その他の不正により公募への参加が無効とされたこと	全額
2	公募参加者が公募占用計画を提出したときから公募の結果が公表されるまでの間に公募参加資格のいずれかに適合しなくなったこと	全額
3	当該公募参加者が選定事業者として選定されたにもかかわらず、第2次保証金の提出期限までに必要な第2次保証金を提供していることが確認できなかったこと	全額

### 第2・3次保証金没収事由

番号	没収事由	没収額
1	当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと	全額
2	選定事業者が公募占用指針に定める再生可能エネルギー電気特措法第9条第1項の規定による認定の申請の取得期限までに認定を取得しなかったこと	全額
3	選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）	全額
4	第3次保証金の納付期限までに第3次保証金を納付していることが確認できなかったこと	全額
5	選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと	全額
6	暴力団または暴力団員等である場合等	全額
7	当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始をしなかったこと（激甚災害による直接の被害、武力行使による直接の被害その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象が生じた場合は除く。）	全額

# (参考) 保証金没収免除の対象範囲

## 【保証金の没収免除の対象】

### (範囲)

第2次保証金及び第3次保証金の没収免除の対象の範囲は、法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する災害（以下「激甚災害」という。）による直接の被害及び戦争等の武力行使による直接の損害とする。没収事由7の同範囲については、前述に加え、その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象が生じた場合とする。

### (要件)

上記範囲に該当した上で、以下の①、②の要件のいずれかを満たすものとする。没収事由7については、以下の①、②の要件のいずれかを満たすもの又は③、④の要件の両方を満たすものとする。

- ① 法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等が、本事業につき、第2次保証金及び第3次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度のものであること
- ② 激甚災害又は戦争等の武力行使により、本事業を行う事業者の本社、本事業に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備、その設置予定地若しくは本事業の実施に密接に関わるその他設備に、本事業について第2次保証金及び第3次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度の直接かつ物理的な損害が生じていること
- ③ 選定事業者の自己の過失によらないものであること
- ④ 当該事象による障害が取り除かれ次第、選定事業者が滞りなく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断ができること

第17回洋上風力促進WG・洋上風力促進小委員会（2022年10月28日）資料1より一部修正

保証金没収免除 の対象範囲	法第23条に基づく非常災 害時における緊急措置等 による収用等	激甚災害による直接の被災/ 武力行使による直接の被害			左記以外のその他当事 者のコントロール、また回 避可能な範囲外の事象
		発電事業を行う事業者の 本社	海洋再生可能エネル ギー発電設備を運営す る支社・事業所	海洋再生可能エネルギー 発電設備又は 当該海 洋再生可能エネルギー発 電設備設置予定地	
第2次保証金及び 第3次保証金没収事由					
当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始しなかったこと。	可	可	可	可	可
当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。	可	可	可	可	不可
選定事業者が、第9章（6）に定める再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の取得期限までに認定を取得しなかったこと。	可 (FIP認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り)	可 (FIP認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り)	可 (FIP認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り)	可 (FIP認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り)	不可
選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）。	不可	可	可	不可	不可
第3次保証金の納付期限までに第3次保証金を納付していることが確認できなかったこと。	不可	可	可	不可	不可
選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと。	不可	不可	不可	不可	不可
選定事業者たる法人等が暴力団あるいはこれと関係があること。	不可	不可	不可	不可	不可
法第24条の監督処分により公募占用計画の認定の取消又は効力の停止の処分を受けたこと。	不可	不可	不可	不可	不可

- (1) 公募の対象とする発電設備区分等 (第1号関係)
- (2) 発電設備の出力の量の基準 (第4号関係)
- (3) 保証金に関する事項 (第6号関係)
- (4) 価格上限額・基準価格等に関する事項等 (第7～9号関係)
- (5) 公募参加者の資格の基準・認定申請期限日 (第5号、第10号関係)
- (6) ゼロプレミアム水準に関する事項

# 第7号 供給価格上限額に関する基本的な考え方

## （供給価格上限額の設定に関する基本的な考え方）

- 再エネ特措法において、入札上限価格の算定方法については法令上の規定は無いものの、①経済産業大臣が定める基準価格は「**再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要する費用**」等を基礎として定めていること、②入札制の目的が**事業者間の競争をより進め更なるコスト低減を促し国民負担の抑制を図る**こと等をふまえて、入札上限価格の設定が行われてきた。
- 再エネ海域利用法における**供給価格上限額**についても、同様に算定方法に法令上の規定は無いものの、選定事業者は**国民負担によって支えられている再エネ特措法にもとづく支援を受ける**ことをふまえると、これまでと同様に、**再エネ特措法における入札上限価格と同様の考え方で設定することが適切である**と考えられる。

## （供給価格上限額の公表／非公表）

- 再エネ海域利用法では、**公募の効果的な実施のために必要であると認めるときには、供給価格上限額を非公表とすることができると**規定されている。
- これまでの着床式洋上風力発電の公募では、**事業者の予見可能性**を高めるため、**供給価格上限額を事前公表**としたところ、各海域において複数事業者の公募参加・競争があった。今回対象となる2区域における公募についても、引き続き同様に、**供給価格上限額を事前公表**することとしてはどうか。

### ○再エネ特措法

（基準価格及び交付期間）

第2条の3第4項 基準価格は、当該交付対象区分等における再生可能エネルギー電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、第八条の九第一項に規定する価格目標及び我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、認定事業者が認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする場合に受けるべき適正な利潤その他の事情を勘案して定めるものとする。

（入札を実施する交付対象区分等及び特定調達対象区分等の指定）

第4条 経済産業大臣は、交付対象区分等又は特定調達対象区分等のうち、供給することができる再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格（以下この節において「供給価格」という。）の額についての入札により第九条第四項の認定を受けることができる者を決定することが、**再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認められるものを指定することができる。**

### ○再エネ海域利用法

第13条第6項 経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針を定めたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。ただし、**公募占用指針のうち供給価格上限額については、公募の効果的な実施のため必要があると認めるときは、公示しないことができる。**

## 第7号 供給価格上限額の決定にあたっての方法

- これまでの着床式洋上風力発電の公募における供給価格上限額については、同時期における公募ごとに、以下の①～④の方法で決定した。
  - ① 商用案件の国内実績がない等のデータ制約をふまえ、国内外における着床式洋上風力発電の複数のコストモデル事例や欧州における実績等を参照して資本費、運転維持費、設備利用率等を定式化した**NEDO着床式洋上風力発電コスト調査**<sup>(注1)</sup>の算定式に、**対象区域の平均的な自然条件等を代入**。ただし、当該調査は、日本における着床式洋上風力に関する環境が現在の欧州並みのインフラやサプライチェーンが構築された場合を想定して定式化したものであり、現状の内外価格差が考慮されていないことに加え、当該調査では、接続費のうち陸上変電所より電力系統連系点側の部分や、IRR<sup>(注2)</sup>については、考慮されていない。
  - ② **①で得られた資本費や運転維持費、撤去費を、現状の内外価格差をふまえて適正な水準となるように補正。**
  - ③ **①で考慮されていない、陸上変電所より電力系統連系点側の範囲の接続費**について、接続検討回答において電力会社が提示した**接続費（洋上風力）の全国的な分布をふまえて、加味。**
  - ④ **適正なIRR**を加味。
- 今年度、初めて着床式洋上風力発電の**商用機2件の資本費についての定期報告データが提出**されたものの、**いずれも再エネ海域利用法適用外の案件**である。一方、**促進区域における公募**は、着床式洋上風力（再エネ海域利用法適用外）の入札と比較し、30年間の占用許可を受けて事業を実施可能であるなど、**事業の安定性や予見可能性が高い**ほか、**より大規模な発電設備の設置が想定**される。
- なお、今回の対象区域について、岩盤地盤である等の理由により設置の形態・施工法が限定されることは想定されない。
- 以上を踏まえ、引き続き、**NEDO着床式洋上風力発電コスト調査の算定式を基礎とした上記①～④の方法**に基づき、前回の競争的な公募結果等も勘案しつつ供給価格上限額を決定することとしてはどうか。

(注1) NEDOによる風力発電事業等導入支援事業/着床式洋上風力ウィンドファーム開発支援事業（洋上風力発電の発電コストに関する検討）

(注2) 資金調達コストを念頭に置いた割引率を考慮しているものの、適正な利潤としてのIRRは考慮されていない。

## <促進区域の指定>

### <「一般海域における占用公募制度の運用指針」に基づき公募占用指針を作成>

評価基準

供給価格上限額

その他の事項  
(参加資格等)都道府県知事と学識経験者  
への意見聴取

調達価格等算定委員会への意見聴取

公募占用指針の決定

国が行う  
調査  
(公募に当  
たり必要  
な情報  
の提供)

【2か月～】

▶ 都道府県知事等へ意見聴取をしながら、区域ごとの事情等も考慮して公募占用指針の案を作成。

### <公募の実施>

公募開始  
(公募占用指針の公示)

事業者から公募占用計画の提出

第1段階 公募占用計画の審査 (事務局で審査)

第2段階 公募占用計画の評価

地域との調整、地域経済等への波及効果についての都道府県知事からの意見の参考聴取

第三者委員会における評価

【原則6か月】

▶ 公募に必要な期間は原則6か月

【2か月～】

▶ 適合審査に必要な期間は2か月程度

【3か月～】

▶ 評価に必要な期間は3か月程度

## <事業者選定>

# (参考) 再エネ海域利用法に基づく公募の審査・評価 (第2ラウンド公募) 24

## 価格 (120点)

・供給価格の額

価格点算出方法  
(最低入札価格 / 提案価格) × (満点【120点】)

事業計画の迅速性の評価点は、「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点の合計点が5割未満の場合は0点、5割以上の場合には、運転開始時期に応じた点数に「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の配点40点に対する評価点比率を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする。

## 事業実現性に関する要素 (120点)

### 事業の実施能力 (80点)

### 地域との調整、地域経済等への波及効果 (40点)

事業計画の迅速性【20点】	事業計画の基盤面【20点】	事業計画の実行面【20点】	電力安定供給【20点】	地域との調整、地域経済等への波及効果【40点】
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転開始時期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業実施体制・実績【10点】</li> <li>● 資金・収支計画【10点】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運転開始までの事業計画【15点】</li> <li>● 運転開始以降の事業計画【5点】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サプライチェーンの強靱性等</li> </ul>	

事業性評価点算出方法：  
(提案者の評価点 / 同一の促進区域における公募参加者の最高評価点) × (満点【120点】)

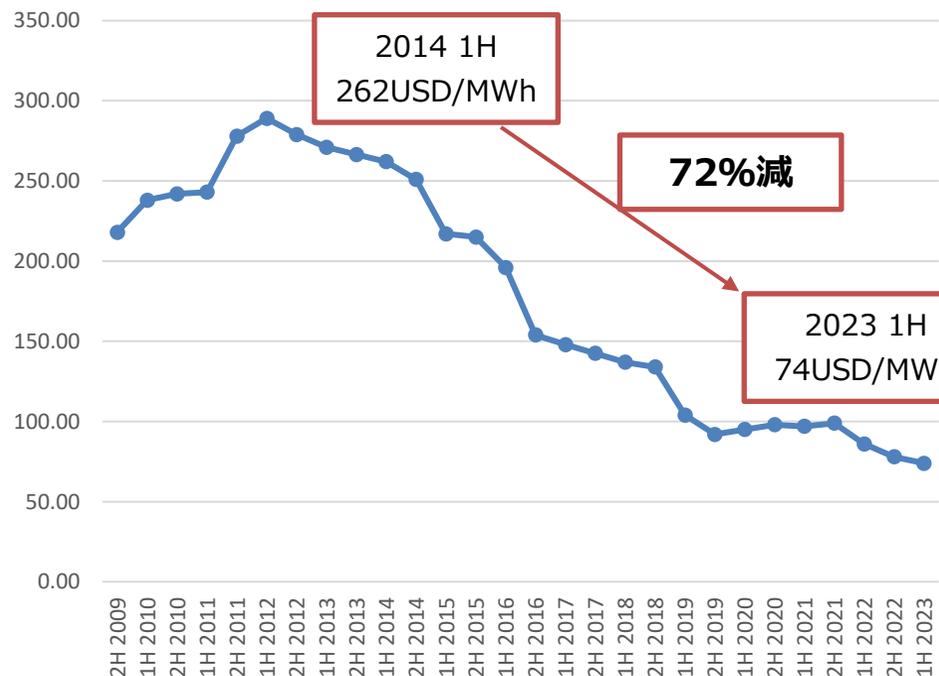
第三者委員会の評価

経済産業大臣、国土交通大臣による評価

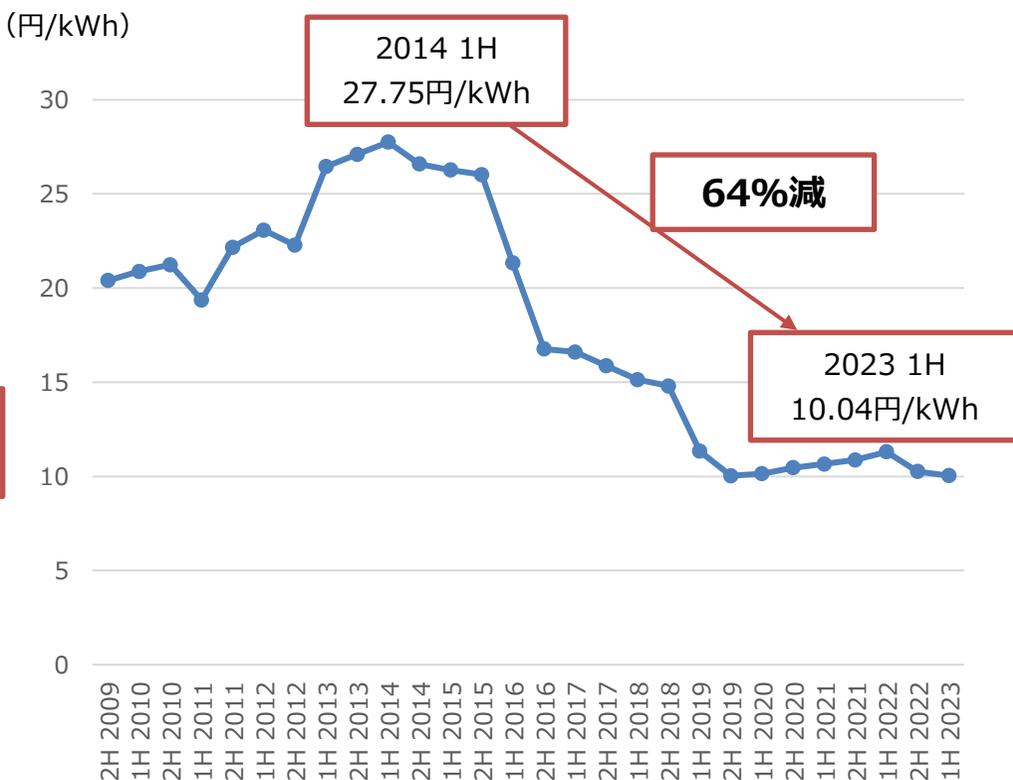
- 民間調査機関のデータによると、**世界の洋上風力発電では大幅なコスト低減が進んでおり**、洋上風力の調達価格を設定した2014年度から直近までの約9年間で、**ドルベース▲72%減、円ベース▲64%減**となっている。

＜世界における洋上風力発電のLCOEの推移＞

(USD/MWh)



(円/kWh)

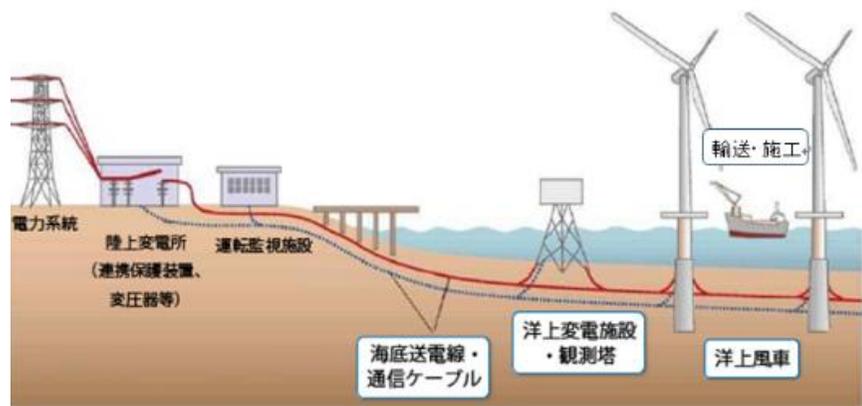


※ 1H：上半期 2H：下半期 ※ 着床式洋上風力発電も浮体式洋上風力発電も含む。

出典：BloombergNEFのデータ（1H 2023 LCOE: Data Viewer Tool）を基に資源エネルギー庁作成。為替レートはEnergy Project Valuation Model (EPVAL 9.2.6)から各年の値を使用。

- NEDO着床式洋上風力発電コスト調査は、**国内外において着床式洋上風力発電事業の発電コスト等を計算した事例を整理し、その結果を基に、日本の海域条件に適用可能性が高くなるよう、水深、離岸距離及び風速等の条件をパラメーターとした発電コストが算出可能な前提条件及び計算式を整理したもの。**
- 2022年度の調査において、**大型化する風車や大規模化するプロジェクトのデータが蓄積されていること等をふまえて、欧州の最新の情報を基に12MW級の着床式洋上風力発電設備等を想定した発電コストモデルに更新。**
- コストモデルの作成及び更新にあたっては、**工学や金融など各分野の有識者で構成される委員会**を開催し、各有識者がそれぞれの専門的知見から着床式洋上風力の発電コストモデルについて検討を行うとともに、**専門家へのヒアリングや、発電コストモデルと欧州の着床式洋上風力プロジェクトの実績値と比較し妥当性を確認している。**
- なお、日本における着床式洋上風力の導入実績は乏しいため、**将来の日本における着床式洋上風力に関する環境が現在の欧州並みのインフラやサプライチェーンが構築された場合**を想定しているものであり、例えば国内外での価格差等は考慮されていない。

＜発電コストモデル 概略図＞



発電コストモデル対象範囲

＜有識者で構成される委員会 委員名簿＞

氏名	専門分野	所属
永尾 徹	風車工学	足利大学 特任教授【委員長】
池谷 毅	沿岸海洋工学	東京海洋大学 海洋資源エネルギー学部門 教授
原田 文代	金融	株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員
本田 明弘	風工学	弘前大学地域戦略研究所 教授

- 資本費は、**着床式洋上風力の発電コストを計算した事例や欧州の実績等をふまえて定式化された諸項目**から構成される。
- 工事費は**日本海域の波高などによる影響**をふまえたものとしている。一方で、資本費全体として、日本における着床式洋上風力の実績の蓄積がないことから、**内外価格差**は考慮されていない。また、接続費のうち、**風車から陸上変電所までの範囲を除く部分**については考慮されていない。
- 本コストモデルでは、**モノパイル式を想定して算出した資本費**に対して、**地盤条件補正項**に基づき補正を行うことで、**ジャケット式を想定した資本費**を算出することが可能。

## <資本費の構成と諸項目の概要>

項目	概要
風力発電機設備費	風力発電設備の費用は当該設備の出力に比例するものと仮定。
基礎構造物設備費	モノパイル式の基礎構造物の設備費は重量に比例するものと仮定。
アレイケーブル設備費	洋上風力発電設備の配置を正方形格子等間隔とした場合のアレイケーブルの長さを想定。
送電ケーブル設備費	事故等の発生時の冗長性確保のため、送電ケーブルを2本敷設する場合を想定。
変電所設備費	陸上発電所設備の費用を想定。
工事費	工事費 = 基礎工事費 + 風車工事費 + ケーブル工事費 + 洋上変電所工事費 + その他施工費 洋上における工事は、気象や海象の影響を受けるため、風速や波高によって施工日数が限られる。 施工日数が施工期間（1年／船舶供用係数と想定）を過ぎた場合、次年度以降に引き続き工事を実施するものと想定。
港湾費	工事等で港湾を使用する際に係る費用。英国の事例等を踏まえ風車基数に比例するものと想定。
設計・調査費	英国の事例等を踏まえ、資本費の5%と想定。
地盤条件補正項	ジャケット式の場合、水深に比例する補正項を適用。

## (運転維持費)

- 運転維持費は、着床式洋上風力発電の導入が進み、着床式洋上風力発電に関するインフラやサプライチェーンが比較的整っている欧州の実績をふまえた値 (0.97万円/kW/年)を想定している。
- なお、着床式洋上風力発電の導入拡大によりインフラやサプライチェーンの形成やメンテナンス技術の向上等によって、欧州では年を追うにつれて運転維持費が低下している傾向にあると考えられることに留意が必要である。

## (撤去費)

- 撤去費については、国際的な認証機関であるDNV-GLの試算によると施工費 (NEDO着床式洋上風力発電コスト調査では工事費) の約60～70%であることをふまえて、工事費の70%を想定している。

(※) ジャケット式の場合、資本費のうち地盤条件補正項分には、一定の割合 (資本費に占める工事費の割合) で工事費が含まれるものと想定。

(※) 運転維持費・撤去費ともに、2019年の調査時点と最新の情報が大きく変わらないことから、2019年度の発電コストモデルと同様。

(※) 運転維持費・撤去費ともに、資本費と同様、日本における着床式洋上風力の実績の蓄積がないことから、内外価格差は考慮されていない。

## (設備利用率)

- 設備利用率は、**着床式洋上風力発電設備の稼働率、送電損失及びウェイク損失などの各種損失を加味した年間推定発電量**を用いて機械的に算出されるもの。
- **12MW級の着床式洋上風力発電設備等**を想定した風車のパワーカーブを利用して算出。

### <設備利用率の算出方法>

### <各種損失一覧>

➤ **設備利用率**は、風車のハブ高にも依存する**年間平均風速で変化する**。

項目	数値[%]	備考
稼働率	95.0	欧州のデータなどを参考に決定
送電損失	3.1	100km当たりの送電損失
ウェイク損失	10.0	風上の風車によって生じる速度欠損による損失 (WASPによる計算及び欧州のデータを参考に決定)
その他	3.0	高風速時のヒステリシス損失 (※)、所内使用電力などを考慮し仮定

年間推定発電量  
(各種損失考慮無し)

ワイブル分布、風車出力曲線及び年間時間の積 (※)

×

各種損失  
を考慮し  
た効率

発電設備の容量×年間時間

※ワイブル分布とは、年間平均風速から風速出現率を推定する一般的な確率分布。  
ここでの年間時間は、閏年を考慮した8766時間としている。

※高風速時のヒステリシス損失とは、高風速時に風車が停止したのち、風速が低下し再度発電状態になるまでにタイムラグが生じ損失する発電量。

# 供給価格上限額：①各算定式に代入する自然条件等

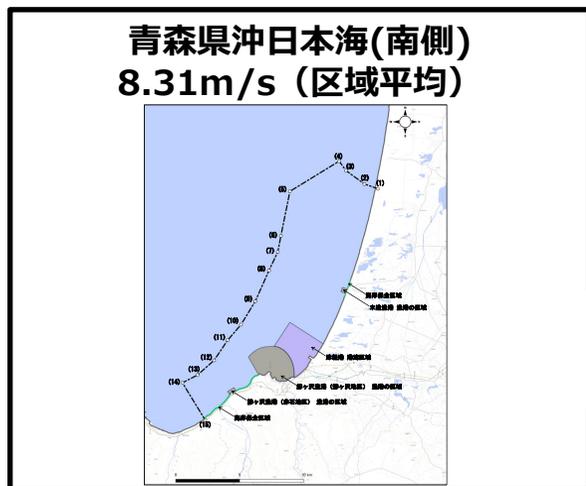
- これまでと同様、以下のとおり、**今回、対象となる2区域の自然条件等を示す値の平均値**を代入することとしてはどうか。

項目	代入する数値	考え方等
出力	風車1基：12MW ウインドファーム全体： 528MW (12MW × 44基)	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田県能代市・三種町・男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖及び千葉県銚子市沖における着床式洋上風力発電の公募における事業計画で想定されている風車の定格出力等をふまえ、12MW級の風車を想定。</li> <li>また、今回対象の2区域について提供のあった系統（青森県沖日本海(南側)：60.0万kW(合計)、山形県遊佐町沖：45.0万kW)の2区域単純平均約528MW(12MW基単位で最も近い値に近似)を代入。</li> <li>なお、第2ラウンドの公募における供給価格上限の設定にあたっては、秋田県八峰町・能代市沖：356MW、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖：336MW、新潟県村上市・胎内市沖：700MW、長崎県西海市江島沖：424MWの4区域単純平均約456MW(12MW基単位で最も近い値に近似)を利用。</li> </ul>
ハブ高	140 m	<ul style="list-style-type: none"> <li>12MW級の一般的なハブ高。</li> </ul>
年平均風速	8.07 m/s	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回対象の2区域の平均風速(ハブ高140m想定)(青森県沖日本海(南側)：8.31m/s、山形県遊佐町沖：7.82m/s)の単純平均を代入。</li> <li>なお、第2ラウンドの公募の対象となった4区域の平均風速単純平均(ハブ高140m想定)は7.42m/s(秋田県八峰町・能代市沖：7.70m/s、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖：7.42m/s、新潟県村上市・胎内市沖：6.84m/s、長崎県西海市江島沖：7.72m/s)。</li> </ul>
水深	23.3 m	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回対象の2区域の水深(青森県沖日本海(南側)：0～52m、山形県遊佐町沖：0～41m)の最大と最小の単純平均を代入。</li> <li>なお、第2ラウンドの公募の対象となった4区域の水深の最大と最小の単純平均(秋田県八峰町・能代市沖：0～32m、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖：0～29m、新潟県村上市・胎内市沖：0～45m、長崎県西海市江島沖：0～48m)の4区域単純平均は19.3m。</li> </ul>
離岸距離	5.9 km	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回対象の2区域の離岸距離の最大(青森県沖日本海(南側)：6.5km、山形県遊佐町沖：5.2km)の単純平均を代入。</li> <li>なお、第2ラウンドの公募の対象となった4区域(秋田県八峰町・能代市沖：4.0km、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖：4.6km、新潟県村上市・胎内市沖：5.5km、長崎県西海市江島沖：4.4km)の4区域単純平均は4.6km。</li> </ul>
船舶供用係数	2.25	<ul style="list-style-type: none"> <li>海域毎の工事日数の違いは海域における風速や波高による輸送及び施工に係る日数の違いを表す係数。</li> <li>NEDO着床式洋上風力発電コスト調査に基づき、今回対象の2区域の船舶共用係数(青森県沖日本海(南側)：2.25、山形県遊佐町沖：2.25)の単純平均を代入。</li> <li>なお、第2ラウンドの公募の対象となった4区域(秋田県八峰町・能代市沖：2.25、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖：2.25、新潟県村上市・胎内市沖：2.05、長崎県西海市江島沖：1.65)の単純平均は2.05。</li> </ul>

※全区域で、アレイケーブル容量は33kV、送電ケーブル容量は66kV、拠点港までの距離は50kmとして代入。

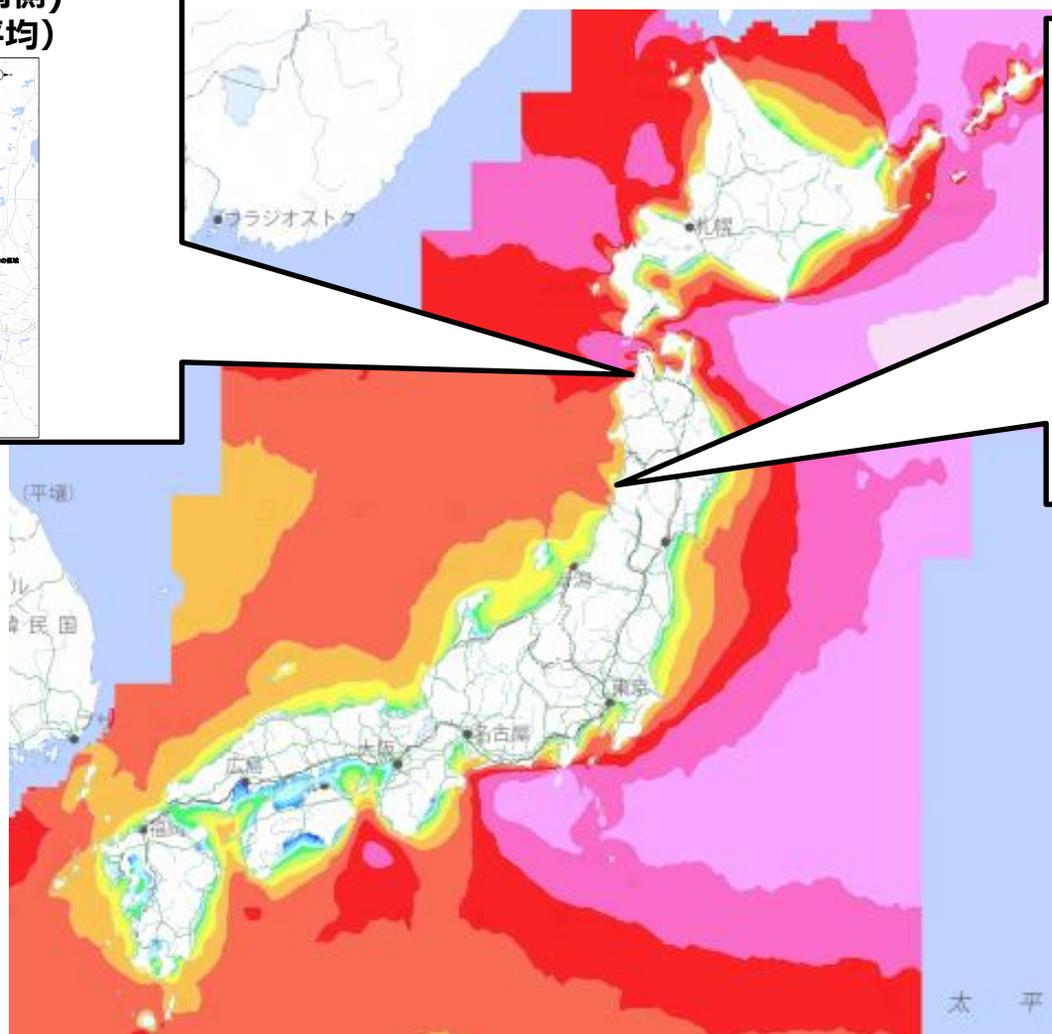
注) なお、算定式では、資金調達コストを念頭に置いた割引率3%は考慮されているが、適正な利潤としてのIRRは考慮されていない。

- 2 区域における平均風速は、以下のとおり。



出典：Neowins をもとに資源エネルギー庁にて作成

年平均風速



※ Neowinsの風況詳細情報（年平均風速高度140m）（500mメッシュ）と各促進区域の範囲（ただし、港湾区域、漁港区域は除外）を重ね合わせ、各促進区域と重なる500mメッシュの平均風速のデータを抽出し、促進区域内の平均風速を算出した。なお、促進区域の境界線上にかかる500mメッシュも対象とした。また、陸部付近で風況詳細情報が存在しない箇所は対象外とした。

# 供給価格上限額：②内外価格差（資本費・運転維持費・撤去費）

- 秋田県能代市・三種町・男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖及び千葉県銚子市沖における着床式洋上風力発電の公募については、競争的な公募結果であったものの、国内の商用案件のコスト実績データは少なく、また、海域毎の自然条件等の差異もあることから、こうした競争的な公募結果も念頭に置きつつ、関連するデータを参照し、内外価格差を考慮してはどうか。
- 具体的には、これまでと同様に、発電設備や事業者の類似性が一定程度ある陸上風力発電にかかる価格差を参考にするということも考えられるが、一方で、欧州ほどに洋上風力発電に係るインフラ・サプライチェーンが構築されていない台湾や米国といった日本と比較的、類似の状況にある国においても、落札案件の運転開始に向けたプロセスの進捗が見られることから、こうした国の着床式洋上風力発電のコストデータを参考にすることも考えられる。
- 具体的には、民間の調査会社のデータに基づく、欧州諸国と、欧州諸国ほどに洋上風力発電に係るインフラ・サプライチェーンが構築されていない台湾・米国における、直近の着床式洋上風力発電の大規模・商用プロジェクトの資本費を比較すると、約1.36倍の差異が見られた。こうした点や、運転維持費や撤去費では、インフラ・サプライチェーンの差異に基づく内外価格差が資本費より小さいことが考えられることをふまえて、資本費・運転維持費・撤去費のいずれも、1.36倍の内外価格差を考慮することとしてはどうか。

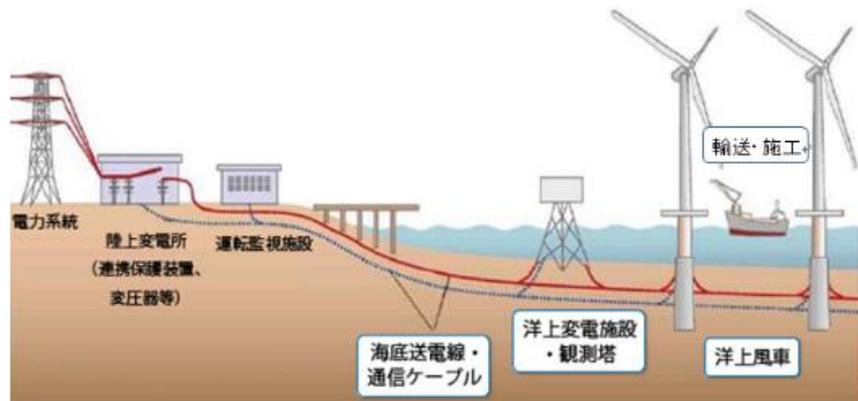
対象	資本費 CAPEX
台湾・米国における着床式洋上風力発電プロジェクトの資本費	6.91 \$m/MW
欧州諸国における着床式洋上風力発電プロジェクトの資本費	5.07 \$m/MW
価格差（台湾・米国／欧州諸国）	1.36 倍

※2020年以降の1MW以上の案件のCAPEXデータを参照。

# 供給価格上限額：③資本費のうち接続費

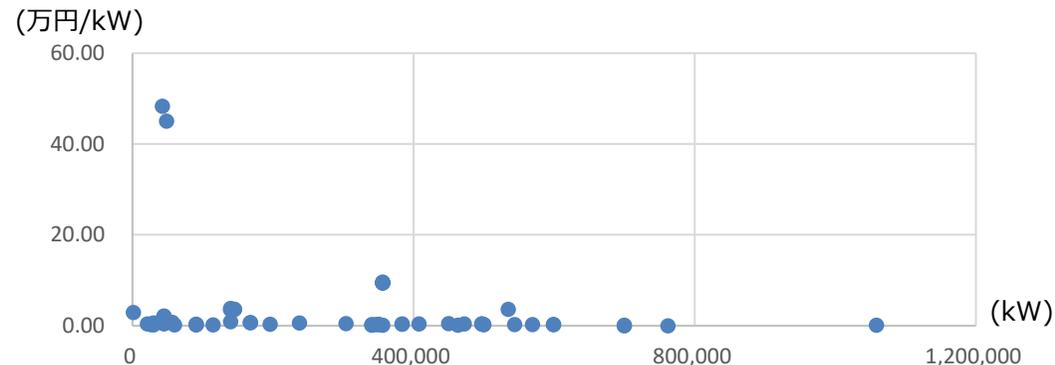
- これまでの着床式洋上風力発電の公募における供給価格上限の設定にあたっては、**NEDO着床式洋上風力発電コスト調査**で、接続費のうち、**風車から陸上変電所までの範囲のみ**が考慮されているため、**陸上変電所より電力系統連系点側の範囲**について要する接続費についても、**追加的に資本費として計上した**。具体的には、直近の年度に**電力会社が接続検討回答を行った際に各発電事業者に提示した接続費（洋上風力）**のデータの中央値を追加的に考慮した。
- 今回対象の2区域についても、**NEDO着床式洋上風力発電コスト調査の対象に含まれない、陸上変電所より電力系統連系点側の範囲**について要する接続費について追加的に考慮する必要があり、**この追加考慮にあたっては、これまでと同様の考え方を採用してはどうか**。
- **2022年度に電力会社が接続検討回答を行った際に各発電事業者に提示した接続費（洋上風力）**（59件）の分析を行った結果、**平均値は2.9万円/kW、中央値は0.4万円/kW**であった。当該接続費は、10万円/kWを超える高額案件が全体の平均値を引き上げていること等を勘案して、前回と同様、**中央値の水準をとり、0.4万円/kWを資本費に含まれる接続費の一部として追加的に考慮することとしてはどうか**。
- なお、上述の接続費の追加計上方法は、**再エネ特措法に基づく支援が全国大で負担される賦課金によって支えられていることを鑑み、「効率的な事業実施がなされた場合に通常要する費用」等**（注）を基礎に勘案されるべきとの考え方とも整合的だと考えられる。  
（注）事業実施によって供給される再エネ電気の見込量、価格目標、我が国における再エネ電気の供給の量の状況、適正な利潤等を含む。

<NEDO着床式洋上風力発電コスト調査における発電コストモデル対象範囲>



発電コストモデル対象範囲

<電力会社が接続検討回答を行った際に各発電事業者に提示した接続費（洋上風力）>



※2022年4月～2023年3月までの間に電力会社が接続検討回答を行った案件。500kW以上の案件に限る。  
※事業者が自営線として敷設する場合、これに要する費用を除く。受変電設備は電力会社が設置を求めた場合のみ含む。

# 供給価格上限額：④IRR

- 2014年度～2019年度の洋上風力発電区分の調達価格（36円/kWh）のIRRは10%とされていたが、これは2015年度の本委員会の意見にあるとおり、当時、洋上風力発電の供給の量が順調に伸びてきたとはいえ、状況であったため、調達価格の判断において、「**供給量勘案上乗せ措置**」として**IRR 1～2%分を利潤に上乗せしたものである**。2014年度に洋上風力発電の区分が新設されて以降、2023年10月末までのFIT認定件数・容量は14件・2,513MWになる。
- また、これまでの委員会では、**風力発電が競争電源**（電力市場でコスト競争に打ち勝って自立的に導入が進んでいくことにより、競争力ある電源への成長が見込まれる電源）**になっていくことや、公募参加者が複数存在し競争的になっていること**をふまえ、**IRRも少し下げる方向で考えるべきではないか、**といった御意見もいただいた。
- こうした点や**前回公募の参加状況・評価結果**をふまえ、**IRRを引き下げる方向性も**考えられるが、一方で**足下では国際的な原材料価格の上昇等**も見られることから、今回対象の2区域の供給価格上限の設定にあたっては**IRR10%を維持することとし、今後、諸状況もふまえて検討していくこととしてはどうか。**

## ＜供給量勘案上乗せ措置＞



2012年7月 2014年4月 2015年7月  
洋上風力発電区分の  
調達価格創設

平成27年度調達価格及び調達期間に関する意見（2015年2月）

### Ⅱ. 分野横断的事項 ② 利潤配慮期間終了後の取扱い（抜粋）

- （略）供給の量の状況の勘案に当たっては、再生可能エネルギー電源毎の供給の量の状況についても、あわせて勘案することとする。**太陽光以外の電源については供給の量が順調に伸びてきたとはいえ、**に対し、太陽光については、これまで順調に伸びてきていること、既存の設備認定容量をみると10kW以上を中心に太陽光の認定が6,745万kW（平成26年12月末時点）にも達しており、今後も供給の量が大きく伸びることが確実であることから、これらの点を同時に勘案することが適当である。
- 以上により、**太陽光以外の電源について、調達価格の判断において、費用及び利潤とともに、いわば「供給量勘案上乗せ措置」を導入することが適当である。**「供給量勘案上乗せ措置」の大きさについては、**調達価格の安定性、事業者の予見可能性に配慮し、これまで上乗せされてきたIRR1～2%分に相当する分とする**ことが適当である。なお、**今後、供給量勘案上乗せ措置をどれだけ継続するかについては、今後の導入状況を踏まえて見極めることとする。**

- 国民負担の抑制を図りながら再エネの最大限の導入を進めていくため、物価変動リスクに対しても、リードタイムの中でコストダウンに向けた事業者の創意工夫を促していくことが重要。
- このため、物価変動リスクについては、資機材等の調達契約の工夫やFIP制度に基づく市場売電の活用を通じたリスクヘッジ、予備費の積み増し等、各々の事業者によってリスク対応が行われることが原則と考えられる。再エネ海域利用法に基づく公募の審査においては、事業計画の実現性の評価の中で、物価変動リスクも含めたリスクシナリオへの対策も評価される。
- なお、選定事業者における基準価格等については、再エネ特措法の規定を準用し、物価その他の経済事情に著しい変動（ハイパーインフレーション等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認められるときは、基準価格等を改定することができる<sup>1</sup>とされている。ただし、2012年の再エネ特措法施行以降、同規定に基づく基準価格等の引き上げや引き下げの改定が行われたことはない。

※陸上風力の直近の状況として、第三回入札（2023年11月2日開札）では募集容量1GWを上回る1.4GWの応札があった。平均落札価格は14.08円/kWhと、第二回入札の15.60円/kWhを大きく下回り、陸上風力においてはコスト効率化が進んでいる実態もある。

## ■ 第79回・88回調達価格等算定委員会における委員の主な御意見（物価変動関係）

- ✓ 円安やインフレが厳しいとの声があるが、コスト高騰により導入が困難な状況が長く続けば、他の電源を優先して導入すべきという議論になり得る。
- ✓ FIP制度は業界からの様々な要望を反映した結果、複雑化し物価上昇に弱い制度となった。当時は物価上昇を予期していなかったためだと思うが、このことを事業者は認識すべき。
- ✓ インフレ時には価格を上げてほしいということであれば、当然にデフレ時であったり、円高のときには下げるということになる。
- ✓ IRRは事業リスクをふまえて設定されているため、エスカレーション条項を導入するのであれば、IRRの引き下げを検討すべき。

## 第8号 基準価格の額の決定方法

- 今回対象となる2区域については、前述のとおり、着床式の設備により洋上風力発電を実施することが想定される。
- 第1回の着床式洋上風力発電の選定事業者の調達価格については、競争を促進し、価格低減効果を顕在化させる観点から、当該事業者が提出した公募占用計画の供給価格（円/kWh）に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額とする（pay as bid 方式）こととした。
- また、前回の着床式洋上風力発電の公募においては、第1回において複数事業者の公募参加があり、競争的な公募結果であったこと、また、対象の区域は基本的にはFIP制度が適用されることをふまえ、当該事業者が提出した公募占用計画の供給価格（円/kWh）とする（pay as bid 方式）こととした。
- 今回の着床式洋上風力発電の公募においても、前回の状況と変わらないことから、今回対象の2区域の選定事業者の基準価格についても、当該事業者が提出した公募占用計画の供給価格（円/kWh）とする（pay as bid 方式）こととしてはどうか。

（※）FIP制度におけるプレミアムは消費税の課税対象外（不課税）であるため、基準価格については消費税分を加えずに設定することとしている。

- 交付期間に関する事項については、区域等に応じて変わるものではないことから、これまでの着床式洋上風力発電の公募と同様に以下のとおりとしてはどうか。
  - ・ 交付期間は**20年間**とする。
  - ・ 運転開始予定日はFIP認定を受けた日から8年を上限として、公募の参加者が自ら設定することとし、その上で、運転開始予定日を超えた場合は、交付期間を短縮する。
  - ・ ただし、基地港湾についてその他区域の事業実施者と使用期間が重複し、経済産業省及び国土交通省が調整をせざるを得ないとして、公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限の延長を行うこととする。

- (1) 公募の対象とする発電設備区分等（第1号関係）
- (2) 発電設備の出力の量の基準（第4号関係）
- (3) 保証金に関する事項（第6号関係）
- (4) 価格上限額・基準価格等に関する事項等（第7～9号関係）
- (5) 公募参加者の資格の基準・認定申請期限日（第5号、第10号関係）**
- (6) ゼロプレミアム水準に関する事項

### <第5号 公募参加者の資格に関する基準>

- 第2ラウンドの公募における公募参加者の資格に関する基準については、「一般海域における占用公募制度の運用指針」と基本的に同様としていた。
- また、公募占用指針に記載されている遵守事項に違反した場合の他の促進区域での公募への参加を一定期間認めない期間（以下「公募参加停止期間」という。）の考え方は、洋上風力促進WG・洋上風力促進小委員会 合同会議（以下「合同会議」という。）の議論を踏まえ、以下①②としていたところ。
  - ①事業者に対する公募参加停止期間の設定に当たっては、公共工事における中央公契連モデルにおける指名停止期間を準用し、個別事案ごとに公募参加停止期間を設定する。
  - ②公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合には、当該期間が終了してから最初の公募に参加できない条件を付与する。
- 公募参加者の資格に関する基準や、公募参加停止期間については、区域毎に考え方が変わるものではないことから、上記内容を基本的な考え方とすることとしてはどうか。

### <第10号 FIP認定申請期限日>

- FIP認定申請期限日は、区域毎に考え方が変わるものではないことから、これまでの着床式洋上風力発電の公募と同様に、事業者選定の日から1年後としてはどうか。

「一般海域における占用公募制度の運用指針」より抜粋

## (別紙) 参加資格

申請者は次に掲げる要件を満たす企業、又は複数の企業で構成する連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。  
本公募の参加資格は、以下（１）から（３）の要件を全て満たすこととする。

- (1) 公募占用計画が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条（同条第1項第2号、第2号の2、第8号の2、第8号の5、第9号から第10号の2及び第10号の3から第12号の2並びに第2項第2号、第5号から第7号の3及び第9号を除く。）及び第5条の2（同条第1号及び第2号を除く。）に規定する基準に適合するものであること。この場合において、「当該認定の申請」とあるのは「当該公募占用計画」と、「再生可能エネルギー発電事業計画」とあるのは「公募占用計画」と、「環境影響評価（環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第1項に規定する環境影響評価をいう。第12号ロにおいて同じ。）を行っている場合にあつては、」とあるのは「環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項に規定する対象事業に該当する場合にあつては」と読み替えるものとする。
- (2) 申請者が、次のいずれにも該当する者であること
  - ① 国内法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）であること（公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当すること）
  - ② 国内外における海洋土木工事の実績（国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事で、公募開始の日前10年以内に行われた実績に限る）があること（申請者以外の協力企業が実績を有している場合も含む）
  - ③ 事業実施のための資金的裏付けがあること  
（プロジェクトファイナンスを利用する予定の場合）  
金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績及びLOI等があること。  
（自己資金等による予定の場合）  
以下の内容が記載された事業者名義の誓約書があること。  
イ) 事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること  
ロ) また、外部からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続

(3) 申請者が、公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表の日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であること（公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと）

① 本法、再エネ特措法又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

② 法人であって、その役員のうち①に該当する者があるもの

③ 次のいずれかに該当する者

イ) 次の申立てがなされている者

a 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

b 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て

c 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て

ロ) 経済産業省本省及び国土交通省本省により、現に指名停止措置を受けている者

ハ) 協議会に参加している都道府県及び市町村から現に指名停止措置を受けている者

ニ) 法人税の滞納者

ホ) 公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者

ヘ) 次に該当する者

a 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

b 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

f 暴力団員である事を知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

ト) 次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から参加資格を認めないこととされた者

a 本法第21条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取り消しを受けた者

b 促進区域の指定のため、系統の提供を希望したにもかかわらず、公募において他の事業者が選定された際に、合理的な理由なく当該事業者が自ら確保した系統を承継しなかった者

c 国による促進区域指定のための情報収集において事業者が国に提供したデータに偽造等があった者

d 公募の開始から終了までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者

e 公募占用指針に規定する保証金納付規定を遵守しなかった者

f その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者

- (1) 公募の対象とする発電設備区分等 (第1号関係)
- (2) 発電設備の出力の量の基準 (第4号関係)
- (3) 保証金に関する事項 (第6号関係)
- (4) 価格上限額・基準価格等に関する事項等 (第7～9号関係)
- (5) 公募参加者の資格の基準・認定申請期限日 (第5号、第10号関係)
- (6) ゼロプレミアム水準に関する事項

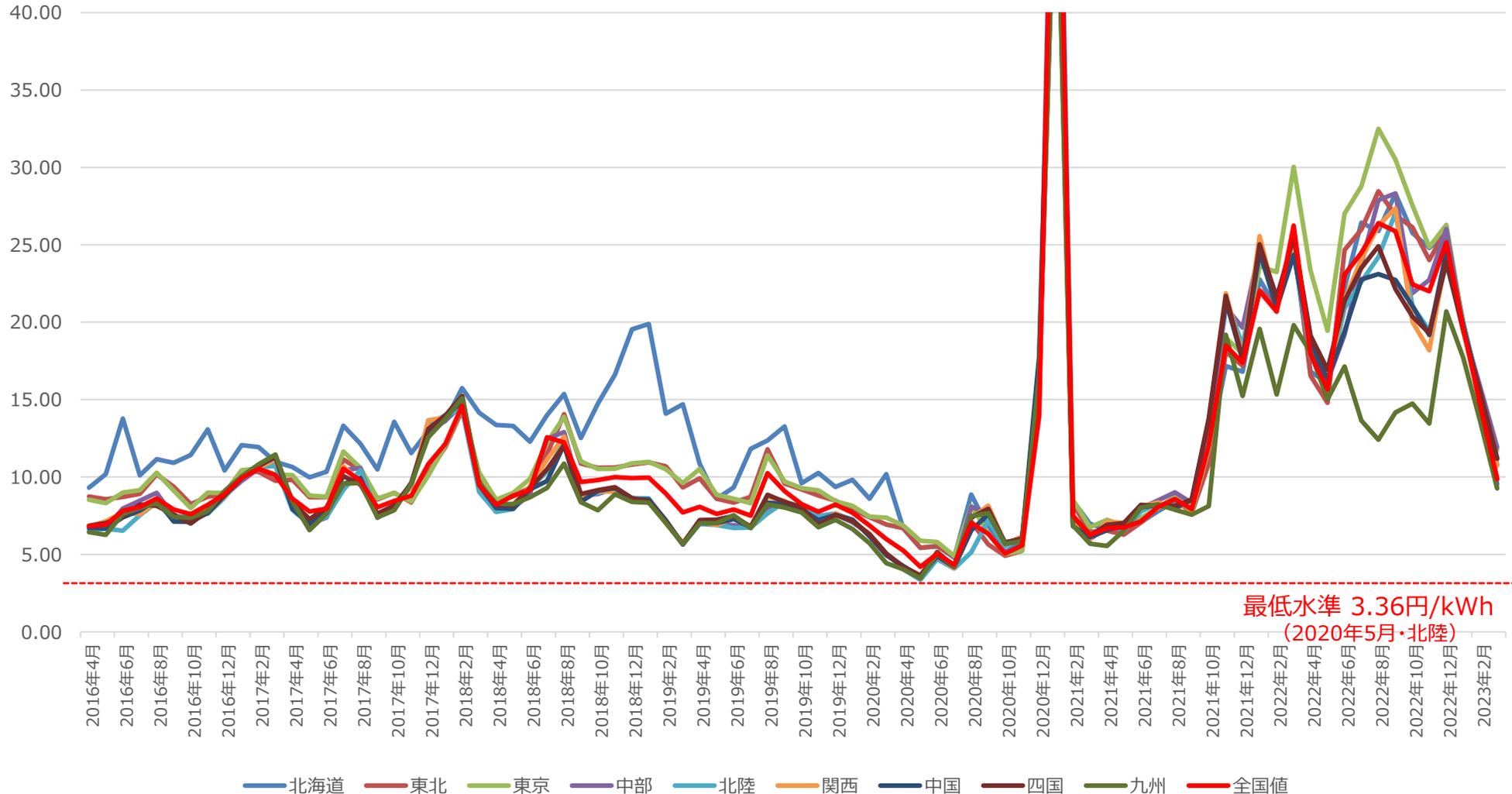
# ゼロプレミアム水準の具体水準

- FIP制度では、認定事業者の基準価格が常に参照価格以下となれば、基準価格の大小によらず、国民の賦課金負担に差が生じない。ゼロプレミアム水準の導入は、こうしたFIP制度の設計をふまえ、国民の賦課金負担に差が生じない蓋然性が高い範囲においては、供給価格点を一律に評価するためのもの。
- 上述のゼロプレミアム水準の導入趣旨をふまえ、合同会議においても、ゼロプレミアム水準の具体水準については、市場価格を大きく下回る水準で設定する方向で、調達価格等算定委員会にて御議論いただくこととされている。
- 将来の市場価格の具体推移を見通すことは容易ではないが、過去の市場価格の推移をメルクマールとして、例えば、FIP制度の下の風力発電において、プレミアムを交付する蓋然性が十分に低い水準として、2016年（小売全面自由化）以降の各エリアの各月の風力発電の発電特性もふまえた市場価格（次頁）を参照し、設定することとしてはどうか。
- 具体的には、上述の市場価格（風力発電プロフィールあり）の推移を確認すると、3.36円/kWhが最も低い水準。こうした点をふまえ、3円/kWhとしてはどうか。
- また、事業者の予見可能性を高める観点から、その具体水準については、第2回公募と同様、事前公表とする。

# (参考) 風力発電の発電特性をふまえた市場価格の過去の推移

■ 各30分コマのスポット市場と時間前市場の価格をエリア別に加重平均した価格について、風力発電の発電特性（各一般送配電事業者が公表するエリアの供給実績）をふまえ、1年間分の加重平均した価格の月別推移は、以下のとおり。（※）**FIP制度の参照価格**についても、こうした価格に基づき設定されている。

＜風力の発電プロフィール市場価格＞



11) 選定事業者を選定するための評価の基準（本法第13条第2項第15号）

評価基準は、以下の方針を原則としつつ、関係都道府県知事及び2名以上の学識経験者の意見を聴取したうえで定める。

## ① 評価基準の基本的な考え方

公募占用計画の評価は、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能かという観点から、価格と事業の実現性に関する要素を総合的に評価することとし、その方法は各項目を独立して評価する加算方式により行うことを基本とする。

なお、事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点は、当面は1：1とすることとし、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、供給価格に重点を置いた配点の見直し等を検討する。

また、価格と事業の実現性に関する要素については以下のとおり評価することとする。

### ア 価格の評価

価格は以下の算出式により評価する。

価格点 = (最低入札価格 / 提案価格) × (満点【120点】)

FIP制度のもと、上記に示す価格点算出式を用いる場合は、市場価格を十分に下回る水準で「ゼロプレミアム水準」を設定する。提案価格が「ゼロプレミアム水準」以下の場合は、当該価格点を一律120点とする。また、「ゼロプレミアム水準」を下回る価格の提案があった場合、「ゼロプレミアム水準」以上の価格を提案した者の価格点を算出する際は、算出式における「最低入札価格」は「ゼロプレミアム水準」とする。

なお、「ゼロプレミアム水準」を設定する場合には、調達価格等算定委員会の意見を聴取し、これを尊重して定める。

### イ 事業の実現性に関する要素の評価

.....

## (参考) F I P 制度における入札価格の考え方

- (1) 基準価格①で入札した場合、市場価格との差がプレミアムとして発生 (⇒国民負担有り)。
- (2) 一方、基準価格②や基準価格③で入札した場合、いずれもプレミアムは生じない (⇒国民負担無し)。
- (3) 価格点の評価は、**(最低基準価格/当該提案者の基準価格) × 120点** で評価するため、入札価格に関する評価上限を設定しない場合、基準価格②と基準価格③の入札提案の間には、大きな価格評価点の差が生じることとなる。
- (4) そのため、**最高評価点価格 (その価格以下であれば価格点が120点満点となる価格)** を設定する。同価格は、国民負担を抑制するため、**市場価格を大きく下回る水準**で設定する。

